



～新規入園・入所希望の方は、説明会に参加してください～ 幼稚園・保育所（園）・認定こども園 入園・入所のご案内

問合せ先 学校教育課こども育成係 ☎03929

対象児童

■幼稚園

下田市に住民登録のある3～5歳児
(H 28.4.2 ～ H 31.4.1 生)

■保育所（園）

下田市に住民登録のある生後7か月～小学校就学前までの保育の必要性がある児童

令和4年4月の入園・入所の受付を下記日程で行います。新規入園・入所を希望される方は日程などをご確認の上、申込書をお願いします。申込書は、説明会会場で配布するほか、10月13日（水）以降、教育委員会、各幼稚園・保育所（園）、認定こども園に用意します。在園児の申込書類については、各園からの通知に従い提出してください。令和4年5月以降入園・入所希望の方は、入園・入所希望月の前月15日までに学校教育課こども育成係までお申し込みください。

入園・入所手続の流れ

①入園・入所説明会に出席（申込不要）

入園・入所に必要な手続や保育内容等を説明し、申込書を配布します。

<新型コロナウイルス感染拡大防止対策のためのお願い>

- ・来場2週間前までに37.5度以上の発熱がある場合や、感染症患者（又はその濃厚接触者）と接触した場合は、参加を見合わせてください。
- ・保護者の方は、マスクの着用をお願いします。
- ・保護者の出席は、各家庭1名でお願いします。

②入園・入所申込書の提出

■提出期間

10月29日（金）～11月2日（火）の3日間
※新規入園（入所）のみ申込書にマイナンバーの記載欄があります。申込みの際には、本人確認書類（免許証等）と、世帯全員のマイナンバーカード又は通知カードをご持参ください。

施設名	①入園・入所説明会		②入園・入所申込み	
	期日	時間・会場	期日	時間・会場
下田認定こども園（敷根 765-19） 通園バスあり（3歳児以上） 1号認定（保育必要性なし）定員90人 2・3号認定（保育必要性あり）定員121人	10月12日 （火） ※スリッパ・靴袋持参	認定こども園遊戯室 13：30～15：00 ※託児あり	10月29日 （金）	9：00～18：00 中央公民館 2階 大会議室
			11月1日 （月）	
下田幼稚園（一丁目 17-2） 1号認定（保育必要性なし）定員105人	10月7日 （木）	稲生沢こども園ホール 13：30～15：00 ※別室託児あり	11月2日 （火）	
下田保育所（四丁目 5-26） 2・3号認定（保育必要性あり）定員150人				
稲生沢こども園（立野 34） 通園バスあり（年齢による制限なし） 1号認定（保育必要性なし）定員9人 2・3号認定（保育必要性あり）定員111人				
ひかり保育園（西中 9-4） 通園バスあり（年齢による制限なし） 2・3号認定（保育必要性あり）定員60人				

※緊急事態宣言の発令等で中止とする場合は、市ホームページでお知らせしますので、説明会前日までにご確認ください。

令和4年度

犬や猫の飼い主の皆さまへ

9月20日～26日は

動物愛護週間

動物のいる生活は、私たちの暮らしに潤いや安らぎをもたらしてくれず。しかしその一方で、飼い方のルールやマナーを守らない人によって近隣トラブルの原因にもなります。地域の方々が気持ちよく暮らし、動物が健康で快適に過ごせるよう、飼い主の皆さまは、ルールとマナーを守り、最後まで愛情と責任をもって飼いましょ。

犬を飼い始めたとき、死亡したとき、住所等の変更があったら忘れずに届け出を！

犬を新たに飼い始めたときは登録（生涯1回）と鑑札の交付を受けてください（手数料3000円）。犬が死亡したとき、飼い主や住所等の変更があったときも、届け出をお願いします。毎年3月に送付している狂犬病予防注射の案内はがきが届く場合は、市での犬の登録が残った状態になっていきます。

狂犬病予防注射を必ず受けましょ！

1950年以前、国内では多くの犬が狂犬病と診断され、人も狂犬病に感染し、死亡していました。このような状況のなか狂犬病予防法が施行されました。法律で毎年1回、狂犬病予防注射を受けることが義務づけられていますので、まだ注射を受けていない場合は必ず動物病院で注射を受け、注射済票の交付を受けてください。市の注射済票を交付していない市外の動物病院で注射をした場合は注射済の証明書を渡されますので、注射済票の交付手続きをしてください（手数料550円）。病気等により注射を受けられない場合は、動物病院で注射を猶予する証明書を発行してもらい、提出してください。

犬に必ず鑑札と注射済票をつけますよ！

鑑札と注射済票を必ず犬の首輪につけてください。万一、犬が迷子になった場合、鑑札や注射済票から飼い主を特定することが可能です。災害時にもとても有効です。

犬の放し飼いやリードをつけない散歩は禁止です！

犬は条例によって放し飼いが禁止されています。家では外へ逃げ出さないように飼い、散歩中は必ずリードをつけましょ。

犬の散歩ではフンの始末をましょ！

犬の散歩のときはあらかじめトイレを済ませ、フンを処理するスコップ・ビニール袋等を持参して必ず飼い主が持ち帰る、周りの人に迷惑をかけるないようにましょ。

飼い主のいない猫対策について

飼い主のいない猫にエサを与えるだけでは猫が増え続け、フン尿被害など近隣トラブルの原因となります。飼い主のいない猫を増やさないためにも、置きエサの禁止、フン尿の後始末、不妊去勢手術を行いましょ。

市では、市内に生息する飼い主のいない猫の不妊去勢手術費の一部を助成しています。

問合せ先

環境対策課（清掃センター内）
☎02213

知っておきたい年金制度

～離婚したら年金はどうなる？～

離婚時の年金分割制度

離婚をした場合、お二人の婚姻期間中の厚生年金（共済含む）を分割して、それぞれ自分の年金とすることができるとの制度です。

離婚後2年以内に手続きをする必要がありますので、お早めに最寄りの年金事務所へご相談ください。

離婚時の年金分割のイメージ

サラリーマン等が加入する厚生年金は、給与等の報酬の額に応じて保険料を納付し、報酬額の記録に応じて厚生年金が支払われます。

離婚時の年金分割が行われると、婚姻期間中の厚生年金の支給額の計算の基となる報酬額の記録が分割されることになり、年金額をお二人で分割できます。

年金分割の方法には2種類あります

■合意分割制度
お二人からの請求により、年金を分割できます。

分割の割合は、お二人の合意または裁判手続によって決定されます。

■3号分割制度

国民年金第3号被保険者であった方からの請求により、年金を2分の1ずつ分割できます。なお、当事者の合意は必要ありません。平成20年4月以後の婚姻期間中の第3号被保険者期間が分割の対象です。

申請に必要なもの
・年金手帳又は基礎年金番号通知書
・婚姻期間を明らかにすることができ書類（台帳簿本等）※その他それぞれの制度によって必要なものがありますので、問い合わせください。

問合せ先

三島年金事務所
☎055・973・1166
☎0570・05・4890
（代表番号）
（予約専用ダイヤル）